平成２４年（フ）第６８号
埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地　６―302、前住所埼玉県坂戸市大字石井2812番地13
破産者　矢部　義政
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３８号
長野県上田市中野684番地９
破産者　仲田　正弘
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第８号
岐阜県可児市鳩吹台３丁目129番地
破産者　小林　裕美
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１９０６号
愛知県春日井市八田町７丁目７番地８
破産者　小川美惠子
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６４０号
愛知県春日井市六軒屋町西３丁目３番地15　カーサ・六軒屋307号
破産者　曽根川賢一
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０７３号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字川原田985番地
破産者　小野田洋子
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１号
愛知県小牧市掛割町53番地６
破産者　鶴吉　明子
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９号
名古屋市名東区上菅２―104　第２アラカワハイツ402、住民票上の住所名古屋市守山区茶臼前１番11号
破産者　スペースデポこと　石原　涼子
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５３号
名古屋市瑞穂区駒場町３丁目４番地　第１ハイコーブ田中１―Ｂ号
破産者　岩川喜四彦
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５４号
名古屋市西区栄生３丁目15番22号　パリーマンション２―203号
破産者　岩川　洋造
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５５号
名古屋市西区花の木２丁目19番５号　シャンポール花の木303号
破産者　濱本喜久代（旧姓岩川）
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５３４号
京都市東山区東大路松原上る４丁目毘沙門町44番地42　マンションタナカ305
破産者　藤井　大輔
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７９５０号
大阪市西成区山王１丁目11番13号
破産者　宮浦　秀洋
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０号
神戸市北区有野町唐櫃4573番地の42
破産者　木村　治郎
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８５号
広島県三次市三良坂町灰塚22番地３
破産者　チャンナ　カリッド　フセンこと　ＣＨＡＮＡ　ＫＨＡＬＩＤ　ＨＵＳＳＡＩＮ
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４９号
長崎県長崎市畝刈町1613―213　パナシェ畝刈201号、住民票上の住所長崎県西彼杵郡時津町久留里郷７番地７　ＡＰＡ久留里Ｄ号
破産者　ＫＮ工業こと　相原　晃二(旧姓内海)
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
大分県別府市石垣西２丁目１―20　ハイツ高石303、住民票上の住所大分県別府市幸町４番10号
破産者　渡邊　　総
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２２０号
大分市大字永興1482番地の１　市営５―71
破産者　吉田　路代
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３７９号
大分市大字角子原1032番地の１　レジェンド103
破産者　後藤佳代子
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係